

令和 5 年

第 4 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 5 年 4 月 24 日

閉 会 令和 5 年 4 月 24 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 令和4年度大津町一般会計等 補正予算の概要（専決）

令和5年第4回大津町議会臨時会会議録

令和5年第4回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和5年4月24日(月曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員	7番 山部 良二																																				
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理 者長</td> <td>中井 雄一郎</td> </tr> <tr> <td>副町 長</td> <td>工藤 あずさ</td> <td>住民生活 部長</td> <td>宮崎 俊也</td> </tr> <tr> <td>総務部 長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部総務課主幹 兼行政係長 兼法制執務係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>住民生活部 長</td> <td>木村 欣也</td> <td>総務部財政課財政係長</td> <td>田邊 嵩博</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部 長</td> <td>坂本 光成</td> <td>教 育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部 長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>西岡 多津朗</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>百田 止水</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長兼 選挙管理委員会書記長</td> <td>村山 博徳</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田 博隆</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚 昌憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理 者長	中井 雄一郎	副町 長	工藤 あずさ	住民生活 部長	宮崎 俊也	総務部 長	藤本 聖二	総務部総務課主幹 兼行政係長 兼法制執務係長	吉良 元子	住民生活部 長	木村 欣也	総務部財政課財政係長	田邊 嵩博	健康福祉部 長	坂本 光成	教 育 長	吉良 智恵美	産業振興部 長	村山 龍一	教 育 部 長	羽熊 幸治	都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡 多津朗	教 育 部 次 長	百田 止水	総務部総務課長兼 選挙管理委員会書記長	村山 博徳	農業委員会事務局長	梅田 博隆	総務部財政課長	大塚 昌憲		
町 長	金田 英樹	会計管理 者長	中井 雄一郎																																		
副町 長	工藤 あずさ	住民生活 部長	宮崎 俊也																																		
総務部 長	藤本 聖二	総務部総務課主幹 兼行政係長 兼法制執務係長	吉良 元子																																		
住民生活部 長	木村 欣也	総務部財政課財政係長	田邊 嵩博																																		
健康福祉部 長	坂本 光成	教 育 長	吉良 智恵美																																		
産業振興部 長	村山 龍一	教 育 部 長	羽熊 幸治																																		
都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡 多津朗	教 育 部 次 長	百田 止水																																		
総務部総務課長兼 選挙管理委員会書記長	村山 博徳	農業委員会事務局長	梅田 博隆																																		
総務部財政課長	大塚 昌憲																																				

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 6号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和4年度大津町一般会計補正予算(第14号))
承認第 7号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算(第3号))
承認第 8号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和5年度大津町一般会計補正予算(第2号))
議案第36号	大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第37号	大津町教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定について
議案第38号	令和5年度大津町一般会計補正予算(第3号)について
同意第 2号	大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 5 年 4 月 2 4 日 (月) 午前 1 1 時 0 0 分開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 4 号))
- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 4 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 1 0 承認第 8 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号))
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 議案第 3 6 号 大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 1 2 議案第 3 7 号 大津町教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定
について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 3 議案第 3 8 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 4 同意第 2 号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつ
いて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前11時20分 開会

開議

○議長（桐原則雄） 皆様、おはようございます。ただいまから、令和5年第4回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。なお、山部議員より欠席の届がっておりますので報告します。

はじめに去る3月定例会にて選任同意となりました副町長から挨拶の申出がっておりますので、この際これを許します。

工藤副町長。

○副町長（工藤あずさ） 皆様、こんにちは。去る3月の定例会で議会の選任同意をいただき4月1日付で大津町副町長を拝命しました工藤あずさです。どうぞよろしく願いいたします。

私はこれまで県職員として産業振興や産業人材の育成また地域福祉の推進、報道、広報などの分野で企画調整などに携わってまいりました。また、民間企業への出向なども経験してまいりました。大津町は現在TSMCの進出に伴い企業の集積が進み、また宅地の造成開発なども進んでおります。更に中九州横断道路の事業化や空港アクセス鉄道の肥後大津ルートへの決定、阿蘇熊本空港のリニューアルオープン、東海大学りんくうキャンパスのオープンなど大津町が更に活性化する動きが加速しているところです。

このように町にとっても県全体にとっても非常な大事な時期にこのような重責をいただき大変改めて身が引き締まる思いですが、これまでの県職員としての経験も十分に生かしながら議会の皆様、町民の皆様と共に町の更なる発展に向け全力で精一杯取り組んでまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 今後とも副町長よろしく願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番山本富二夫議員、9番豊瀬和久議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第2号から日程第7 承認第5号まで一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第4 承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（（大津町税条例の一部を改正する条例）から日程第7 承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）までの4件を一括して議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました承認第2号から承認第5号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第5号まで4件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、こんにちは。今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず承認第2号「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）」については地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い条例の一部を改正したものです。次に、承認第3号「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い条例の一部を改正したものです。次に、承認第4号「専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）」については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険税の減免を令和4年度分をもって終了することに伴い条例の一部を改正したものです。次に承認第5号「専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）」については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険料の減免を令和4年度分

をもって終了することに伴い条例の一部を改正したものであります。

以上、承認第2号から承認第5号までの提案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので同法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるとのものです。御承認を賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細を説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆様、こんにちは。私からは承認第2号から承認第4号までについて御説明させていただきます。

最初に承認第2号の天津町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてを御説明いたします。

議案集は1ページから11ページ、説明資料集は1ページから5ページ、説明資料集の6ページから29ページには新旧対照表を載せております。

議案集の1ページをお願いします。地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより急施を要した天津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるとのものです。

説明資料集の1ページをお願いします。まずは今回の主な改正内容について御説明いたします。固定資産税では長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置が創設されています。高経年マンションにおいて住民の高齢化や急激な工事費の上昇に伴う資金不足などにより長寿命化工事が適切に行われないと周囲への悪影響や除却などの行政代執行に伴う多額の行政負担が生じることになります。そこで、必要な積立金の確保や適切な長寿命化の工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しするため、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに説明資料に記載の一定の要件を満たす工事を実施したマンションについて、工事を実施した翌年度に限り固定資産税を3分の1に減額するものです。個人住民税では扶養親族等申告書の記載事項の簡素化が図られています。給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と移動がない場合には、その記載すべき事項に代えて移動がない旨を記載した申告書を提出することを可能とするものです。

また、森林環境税の導入に伴い徴収方式等の規定の整備が図られています。令和6年度に課税が始まる森林環境税の導入に伴い、納税記述書に記載すべき納付額に森林環境税を追加し、個人の町民税及び県民税にあわせて国税である森林環境税を賦課徴収する規定を設けるものです。

説明資料集は2ページをお願いします。軽自動車税では自動車メーカー等の排ガス燃費性能試験における不正行為の再発防止策を強化しています。自動車メーカー等の不正行為に起因し軽自動車税環境性能割、種別割の納付不足額が生じた場合における当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を改正前の10%から35%に引き上げるものです。

また、三輪の特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードの種別割区分が見直されています。ミニカーの区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除外し原動機付自転車の区分とするものです。

以上が主な改正内容になります。

続きまして条ごとに説明させていただきます。なお施行日につきましては、特に日付の記載がないものにつきましては、令和5年4月1日の施行になります。最初に第34条の9につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により地方税法施行令が改正されたことに伴う配当割額等の控除不足額に関する改正、第36条の3の2につきましては、主な改正内容で説明しました給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化についての改正になります。第38条及び第41条、第44条につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税の施行に伴う個人町民税の賦課徴収や納税通知、特別徴収の方法についての改正になります。

説明資料集は3ページをお願いします。第46条につきましては、給与所得に係る特別徴収の納入書様式の追加による改正になります。第47条及び第47条の2、第47条の6につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び法律の施行に伴う規定の整理になります。第48条及び第50条につきましては、法人町民税の納付書様式の追加による改正となります。第82条につきましては、三輪以上の電動キックボードの種別割区分の見直しになり年税額が3千700円から2千円に変わっております。第98条、第101条につきましては、市町村たばこ税の納付書様式の追加による改正です。附則第8条につきましては、肉用牛売却による農業所得の課税の特例いわゆる免税牛の適用期限を令和6年度から3年延長し令和9年度までとするものです。

説明資料集は4ページをお願いします。附則第10条につきましては、令和3年度改正における法附則第64条の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業が所有する事業用資産に係る固定資産税等の軽減措置を適用期間終了により削るものになります。附則第10条の2及び附則第10条の3につきましては、大規模改修等が行われたマンションに対する税額の減額措置である「わがまち特例」の割合及び減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定したものになります。附則第10条の4及び附則第10条の5につきましては、平成28年の熊本地震及び平成30年7月の西日本豪雨による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年度から2年延長し令和6年度までとするものです。附則第10条の6につきましては、法規定の新設にあわせて令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等について規定するものになります。附則第15条の2及びその二つ下の附則第15条6につきましては、臨時的軽減措置である軽自動車税環境性能割の非課税期間の終了に伴い該当する条及び項を削除するものになります。ただいま説明しました二つの条に挟まれた附則第15条の2の2及び次のページの附則第16条の2につきましては、不正を行った自動車メーカーから徴収する軽自動車税の環境性能割の納税不足額に加算する割合の改正になります。

1ページ戻りまして説明資料4ページ最後の附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例、軽課について特例の期限を延長するものになります。

説明資料集は5ページの上から2番目の附則第17条の2につきましては、法改正に伴い優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を令和5年度から3年延長して令和8年までとするものです。その他の改正としまして、法令等の改正に伴う条や項、号のずれ並びに用語の修正等規定の整備を行っています。

以上で承認第2号の説明を終わります。

続きまして承認第3号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてを御説明いたします。

議案集は12ページから14ページ、説明資料集は30ページから31ページ、説明資料集の32ページから39ページには新旧対照表を載せております。

まずは議案集の12ページをお願いします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料集の30ページをお願いします。

今回の主な改正は国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しになります。一つ目の課税限度額につきましては、後期高齢者支援金等分を20万円から2万円引上げて22万円とし、医療給付費分65万円と介護納付金分17万円と合わせまして国民健康保険税全体の課税限度額を102万円から104万円に上げるものです。

二つ目の軽減判定所得の基準額が前年度の所得が軽減基準を下回る世帯につきましては、医療費、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の各税額に係る均等割額、平等割額を減額するものです。今回の改正では7割軽減については変更がなく5割軽減の対象となります世帯では現行では軽減判定の所得額は政令で定める金額28万5千円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じた金額に基礎控除の43万円などを加えた金額以下としていましたが、政令で定める金額を28万5千円から29万円に上げるものです。また、2割軽減の計算の基礎となります政令で定める金額52万円につきましても53万5千円に上げるものです。

次の31ページには条ごとの改正内容を記載していますが、本則はただいま説明しました限度額及び軽減判定基準額の改正、附則は対応する法令の規定にあわせた引用字句の整備になります。この条例の施行日は令和5年4月1日になります。適用区分につきましては、令和5年度以降に令和4年度以前に遡って国民健康保険に加入された場合の条例の適用につきましては、従前の例によることとしております。

以上で承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めることについてを御説明いたします。

議案集は15ページから16ページ、説明資料集は40ページから41ページ、説明資料集の4

2 ページには新旧対照表を載せております。

議案集の15 ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免につきましては、令和5年4月以降に納期が到来する令和4年度分の国民健康保険についても減免を行うため、急施を要した新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

説明資料集の40 ページをお願いします。

今回の改正内容は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者を対象とする国民健康保険税の減免について令和4年度末に資格を取得したこと等により納付期限が令和5年4月以降に設定されている令和4年度分の保険税についても減額の対象とするものです。減額の対象者の条件につきましては、令和4年度と同じになります。

説明資料集の41 ページには、今回の減免による国の財政支援について記載しており、特別調整交付金によって保険税減免総額の10分の10相当額が措置される予定となっております。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） こんにちは。私からは承認第5号、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明いたします。

議案集は17 ページ、説明資料集は43 ページをお願いいたします。今回の条例は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる第1号被保険者の保険料の減免措置に関する規定を整備するために条例の一部を改正するもので、急施を要したため地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分を行いましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

説明資料集の43 ページをお願いいたします。

今回の改正内容は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる第1号被保険者の介護保険料の減免措置について、令和4年度に課する当該年度分の保険料であって令和5年3月31日までの間に納付期限が設定されているものから令和4年分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納付期限が設定されているものと改めることで、令和4年度末に資格を取得した場合についても減免の対象とするものです。なお、減免の対象等につきましては、従前より変更はあっておりません。

説明資料集の44 ページをお願いいたします。本減免措置により国の財政支援につきましては、特別調整交付金により減免総額の10分の10相当額が措置される予定となっております。なお各年度の減免実績につきましては、資料に記載のとおりです。

最後に議案集の18ページをお願いいたします。附則において本条例は令和5年4月1日から施行するとし、経過措置を設定しております。

以上で承認第5号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 承認第3号について質疑をいたします。

今回の国民健康保険税につきましての変更ですが、増税と減税が両方入ってるかと思いますが、一つは増税の影響は後期高齢者支援金が増税となるわけですが、何世帯ぐらいが該当するのか一つ、それから反対に減税となる5割と2割対象者世帯はどのくらいになるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 荒木議員の御質疑に答えたいと思います。

まず限度額の引上げに伴う影響ですけど、令和4年度課税ベースで試算しますと令和4年度の国民健康保険の限度額超過世帯は29世帯でした。限度額引上げにより令和5年度の限度額世帯数は25世帯に減る計算になります。したがって国民健康保険税は25世帯で2万円の増額、4世帯で100円以上2万円未満の増額となり限度額の引上げによる税収は53万円の増加を見込んでおります。また、軽減判定の引上げによる影響は、令和4年度課税ベースで試算しますと、令和4年度の5割軽減及び2割軽減の世帯数はそれぞれ570世帯、327世帯でしたが、軽減判定基準の引上げによりそれぞれの対象世帯は5割軽減で4世帯増え574世帯、2割軽減で24世帯増え351世帯になる計算です。国民健康保険税額では5割軽減世帯で約24万円、2割軽減世帯で約40万円減少し、軽減判定基準の引上げにより約64万円の税収減を見込んでおります。課税限度額の2万円引上げと均等割及び平等割の軽減判定基準の引上げを合わせますと総額で約11万円の国保税の減額となる予定です。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。いいですか。

○15番（荒木俊彦議員） 結構です。

○議長（桐原則雄） わかりました。ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうから承認第2号についてお尋ねをしたいと思います。

これがですね、たくさん項目がありましてなかなか難しいんですけども、主な改正内容というところにある分についてですが、マンションの減額の分ですね。減額の分が市町村のほうで6分の1から2分の1の範囲内で減額できるとそれを3分の1にしているというところの理由は何だろうかということがまず一つです。それから、森林環境税についてですけど、これもともと国税ですよ。それを市町村のほうで徴収しなさいということになっているわけなんですけれども、その分のコストの負担というのはどんなふうになりますかというのが二つ目です。それからもう一つミニカ

一のところで電動キックボードの区分が変わるみたいなことをちょっと言われたかなと思うんですけど、そうではないのではないかなと。ちょっとそこはもう少し確認をしたいと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

そもそも逐条解説というのがこの後ろにあるわけなんですけれども、国保のほうの逐条解説のほうみると、少なくとも何がどう変わるということが書いてあるんですね。こっちの逐条解説のほうにはそれが全くないんです。何が改正されたことによるて。何がどう改正されたのか、なぜ変わったのか、そのことについて説明がないものをこれ逐条解説と本当に言っているのかなと。税ですの、なぜ何がどのように変わりました。なぜ変わりましたということはきちんと説明されておかなければならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺について今後の改善点をできるのかどうかというのをお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 質問3件と御意見1件ですかね。あったかと思いますが、まず1点目の3分の1にマンションの減税を3分の1にした理由ですけれども、こちらにつきましてはわがまち条例のところに国のほうが定めたものに3分の1を参酌して6分1以上2分の1以下と書いてあります。こちらについて国のほうが参酌する、示しております3分の1こちらのほうを町では採用したのになります。

続きまして、2点目の森林環境税を徴収することに伴う経費負担につきましてですけど、こちらではシステム改修等発生するかと思いますけど、そちらの分とあと人件費につきましては、町民税、県民税あわせて徴収しますので、こちらについては負担は増えないものと思います。

3点目がキックボードですけど、キックボードの区分全てが変わるものではなく3輪以上のキックボードですね。こちらだけがミニカー区分から原動機付自転車の区分に変わるものになります。

最後の御意見についてですけど、今回も今までの逐条解説と同様の記載方法としておりましたが、確かに改正内容がわからない説明の条文もありますので、今後は工夫をして簡潔かつ改正内容がわかるような記載にしたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） マンションの長寿命化促進是正の話だけお尋ねをしたいと思いますが、3分の1で国の参酌基準が3分の1でした。だから3分の1ですという説明だったと思うんですけども、これはわがまち特例ですよ。ということはわがまちの意思というのが入っていないんじゃないかなと思うんですよ。そこはどこにあるんでしょうか。というのはお尋ねしたところで、国が3分の1と言っているというのはわかっているんですよ。なぜそれを採用したのか。その積極的な理由というのがあるのかどうかですね。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 大津町におけるこのマンション特例についてですが、町における固有の事情、特に参酌する3分の1を変更する固有の事情が考えられませんでしたので、そのまま3分

の1を採用させていただいております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第2号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第3号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第4号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。こ

の採決は電子採決によって行います。承認第5号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 承認第6号から日程第10 承認第8号まで一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第8 承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和4年度大津町一般会計補正予算（第14号）から日程第10 承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第2号））の専決処分についてまでの3件を一括として議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました承認第6号から承認第8号の3件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号から承認第8号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案いたしました承認案件につきまして御承認いただき誠にありがとうございました。

次に承認第6号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和4年度大津町一般会計補正予算（第14号））」については、地方交付税及び地方譲与税等の確定や熊本地震に係る復興基金創意工夫事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の事業額の確定に伴う各事業の財源組替えの補正が主なもので規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3千997万4千円を追加し、歳入歳出の総額を174億8千875万9千円としたものです。

次に、承認第7号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第3号）」については、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千215万5千円を追加し、歳入歳出の総額を5千262万3千円としたものです。歳入では財産収入1千215万5千円を増額し、歳出で予備費1千215万5千円を増額したものです。

次に、承認第8号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第2号）」については、4月1日から指定管理者制度に移行するために3月31日付の予算措置が必要となり本来であれば議会審議により補正予算として議決をいただくべき案件ですが、急施を要したためやむなく専決処分を行ったものです。規定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ169億5千160万9千円としたもので、歳出において保健体育費を325万増額し、予備費を325万円減額したものです。

以上、承認第6号から承認第8号の案件は地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものです。

御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。私のほうから承認第6号と第8号について御説明をいたします。

承認第6号の令和4年度大津町一般会計補正予算（第14号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。合わせて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3千997万4千円を追加し、予算の総額を174億8千875万9千円とするものになります。今回の補正は地方交付税及び地方譲与税の確定や熊本地震に係ります復興基金創意工夫事業及び新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金関連事業の各種事業費の確定に伴います財源の組替えになります。急施を要したために3月31日付で専決処分をした予算を報告し議会の承認を願うものであります。

それでは歳入から御説明をいたします。10ページをお願いいたします。

款2の地方譲与税から14ページの款11の地方交付税まではいずれも交付額の確定に伴うものになります。地方交付税の1億857万円の増は特別交付税の増額になります。款16、項2、目4農林水産行費県補助金は干ばつ等森林整備促進対策事業補助金の額の確定に伴う増額補正になります。款17、項2、目1不動産売払収入は町有林の立木売払収入額の確定に伴う増額補正になります。

15ページをお願いいたします。款19繰入金は熊本地震に係ります復興基金の創意工夫事業の事業費の確定に伴います熊本地震の大津町の復興基金の繰入額の減額補正になります。なお、充当

事業につきましては、災害用の備蓄の食料の購入、被災者見守り対策の強化事業や震災復興の修復補金事業などがありまして、別添補正の概要の6ページに一覧表を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。補正後の総額で1千299万3千円の繰入れとなっており、後ほど歳出のところで御説明いたしますけれども、今回の補正後の額で各事業の財源調整を行っております。款21、項5、目3過年度収入は令和3年度分の放課後児童クラブ整備費補助金及び子ども子育て支援整備交付金の額の確定に伴う増額補正になります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

16ページをお願いいたします。款2、項1、目5財産管理費及び目10男女共同参画推進費については、事業費の確定に伴います新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金に係る財源の組替えになります。なお、事業の内容につきましては、別紙補正予算の概要の中に記載をいたしておりますので、御参考までに御覧いただきたいと思っております。目11地域づくり推進費については、歳入で御説明をいたしました熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の額の確定に伴います町復興基金に係る財源組替えになります。款3、項1、目2障がい者福祉費については、令和3年度地域生活支援事業補助金の額の確定に伴う国及び県への返還金になります。目9人権啓発福祉センター運営費については、事業費の確定に伴います新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源組替えになります。

17ページをお願いいたします。目11熊本地震関係費については熊本地震に係る復興基金の創意工夫事業の額の確定に伴う町復興基金の財源組替えになります。目12新型コロナウイルス感染症対策については、事業費の確定に伴います新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に係る財源組替えになります。項2、目3大津保育園費については、事業費の確定に伴う新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に係る財源組替えになります。目4保育給付費、節19扶助費については預り保育等の施設利用件数の増に伴う増額補正になります。目7新型コロナウイルス感染症対策費については、事業費の確定に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源組替えになります。

18ページをお願いいたします。款4、項1、目3環境衛生費については熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の額の確定に伴う町復興基金に係る財源組替えになります。目9新型コロナウイルス感染症対策費については、事業費の額の確定に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源組替えとなります。款6、項1、目3農業振興費、節18負担金の補助金及び交付金については、猪それから鹿の捕獲件数の増に伴います有害鳥獣捕獲補助金の増額補正になります。

19ページをお願いいたします。目11新型コロナウイルス感染症対策については事業費の確定に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源組替えになります。項2、目2林業振興費については歳入で御説明いたしました干ばつ等森林整備促進対策事業の補助金それから町有林の立木売払収入を充当したことによる財源の組替えです。款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費については、事業費の確定に伴います新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交

付金に係る財源組替えになります。

20ページをお願いいたします。目7熊本地震関係費については、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の額の確定に伴う財源組替えになります。款8、項3、目6熊本地震関係費については、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の額の確定に伴う財源組替えです。款9、項1、目5災害対策費についても熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の額の確定に伴う組替えになります。

21ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費から23ページの項6、目4新型コロナウイルス感染症対策費までは事業費の確定に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源組替えになります。款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、承認第8号、令和5年度の天津町一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を169億5千160万9千円とするものです。急施を要したために3月31日付で専決処分をした予算を報告し議会の承認を願うものであります。

10ページをお願いいたします。

款10、項6、目2体育施設費、節13使用料及び賃借料は昭和園のナイター照明のリース料、それから運動公園の施設管理に使用するトラクター、薬剤散布機、パッカー車のリース料になります。款13予備費で所要の財源調整をいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） こんにちは。私からは承認第7号について御説明をさせていただきます。

承認第7号、令和4年度天津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千215万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千262万3千円とします。

歳入から説明いたします。補正予算書は7ページ、補正予算の概要は5ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、節1財産収入、分収林収益分集金1千215万5千円の増額補正です。場所は瀬田裏団地の5ケ市町村の共有山林で熊本県との分収林契約に基づき立木処分費の2分の1が5ケ市町村分として交付されるものです。3月末の額の確定により専決処分を行ったものです。

続きまして、歳出を御説明いたします。補正予算は8ページをお願いいたします。

款2、項1、目1予備費で財源調整を行っております。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからは、承認第7号の共有財産の管理の件についてお尋ねをしたいと思います。今回ですね、財産収入ということで1千200万円ほど金額があがってきているんですけども、これって本来であればある程度収入が見込まれて予算を立てて収入があるという形になるのが本来の姿じゃないのかなというところで、実はこれ今年度2回目なんですよ。1回先に収入があってそれに予算をあわせましたということが3月の定例会であったかと思います。それと同じようにまた収入があって予算を合わせるという形になっているかと思うんですけども、言ってしまうときちんと委託先との意思疎通がちゃんとできてますかっていうことが問題になってくると思うんですよ。本来であればどういうふうな収入の計画があって、それに基づいて事業をやったからいくらぐらいの収入予測があって実際の作業があって、収入がありますと。この流れに沿うときに何が欠けてるかという、委託先との意思疎通と。事前に何でわからなかったのかというところがやはり問題になってくるかと思います。その辺まで含めて今がどういう状態にあるのかと、今後どうするかということについてお話をいただければと思います。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の質疑に対して御説明したいと思います。

今回の1千215万5千円については、分収林の処分に伴う収益分担金として熊本県のほうから通知をいただいております。質疑の中でありましたとおり今回、熊本県の通知に基づいて今回処分させていただいたものですが、そちらの情報については今後情報をとりながら事務を進めてまいりたいと思いますので、わかる分については今回早めに処理をして、今後は処理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） すいません私業者さんという言い方したのが間違っていたかもしれないんですけども、いずれにしても事前の段階でわからなければいけないことがわかってないんじゃないですかってところなんですよ。今後意思疎通するなりわかる分についてはと今おっしゃったんですけども、わからない分があっちゃいけないんじゃないのかなというふうに思いますので、その辺についてもう少しお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の再質疑に対して御説明いたします。

佐藤議員おっしゃるとおり本来であれば年度を通して事業については、詳細をわからないといけない部分がありますので、そちらについては熊本県としっかり打ち合わせしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和4年度大津町一般会計補正予算（第14号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第6号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に、承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第3号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第7号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に、承認第8号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第2号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第8号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

日程第11 議案第36号から日程第12 議案第37号まで一括上程、提案理由の説明、

質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 1 議案第 3 6 号、大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 1 2 議案第 3 7 号、大津町教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定についての 2 件を議題とします。

お諮りします。議案第 3 6 号から議案第 3 7 号の 2 件は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 6 号及び議案第 3 7 号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案いたしました承認案件につきまして御承認いただき誠にありがとうございました。

次に議案第 3 6 号、大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例については、体育施設等の指定管理者制度移行における不適正な事務処理の事案に伴い、私の職員を監督する立場としての責を負うため令和 5 年 5 月から同年 1 0 月までの 6 か月間給料を 1 0 0 分の 1 0 金額にして月額 7 万 4 千 7 0 0 円を減額し月額 4 万 8 千 2 0 0 円にしようとするものです。

次に、議案第 3 7 号、大津町教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定については、同じく体育施設等の指定管理者制度移行における不適切な事務処理の事案に伴い、教育長の職員を監督する立場としての責を負うため令和 5 年 5 月から 7 月までの 3 か月間給料を 1 0 0 分の 1 0 金額にして月額 5 万 4 千 2 0 0 円を減額し月額 4 万 8 千 7 8 0 0 円にしようとするものです。議案第 3 6 号及び議案第 3 7 号の案件については、条例の一部改正及び制定ですので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、不適切な事務に関係した部長、当時の課長、担当者に対し大津町職員懲戒処分指針に基づく措置を行うことといたします。今回の不適正な事務処理は町の信用を失墜させ町財政に大きな負担をかけるとともに町への信頼を損なうものです。町民の皆様には多大な御迷惑をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。

今後におきましては、職員全体に適正な事務処理の執行について指導徹底を図り町民の皆様の信頼回復に全力であたる所存ですので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第36号及び議案第37号について質疑いたします。

今回の件におきましては、承認第8号で325万円という形で増額されましたけれども、指定管理者制度の積算がうまくいってなかったということ、もういろいろ全協とかいろんな形で説明を受けてきました。要は今までその中で改善できるもの、二度とこういった間違いを起こさないできちんと説明をもとに議決をいただくという議会制民主主義をきちんとやってもらいたいと思うのは当たり前のことであります。

今回の質疑に立ちましたのは、その説明において、減額されるのは社会通念上といたしますか、今までの行政の流れから言うならば、妥当なところかなと思う部分もあります。ただ、ずっとこの今回の事件を検証してみますれば、言い訳というか、ネガティブな二度と起こさないとか、今後反省しますとかそういったやつが多いわけですよ。もうこれが失敗したのは明らかな事実であって、今承認第8号は賛成多数で可決されたわけですよ。今度はですね、町長がまた教育長がこういった形で減額をするっていう、それってマイナスなイメージなものが残ります。ここでもう一言実はほしいのは、ポジティブな意見なんです。それは現実としてあったんだと。だから今後の大津町の取り組みとしては、こういった指定管理者制度を導入してその指定管理者は大津つなぐプロジェクトの取組というのはちゃんと書いてあります。ただ、それ以上に町民にとって福祉やサービスの向上につながるようなプラスな施策が欲しいんですね。大津町の取組っていうのが説明資料、全協の時ですかねいただいた中にもちゃんと書いてあります。打ち合わせを月に1回してより良いものにくみ上げていく。もちろんこの指定管理者制度を導入したからには、今まで以上の効果、成果が求められます。ですが、今回のこの事件があったならば、それ以上にやりますっていうようなそういった前向きなポジティブなリーダーとしての意見が欲しいんですよ。職員のやる気を高めてもらう。町も良くなったね言われたならば、その今回の増額になったものに対しても町民は許してくれると思うんです。要はそこですよ。本当に町のためを考えて指定管理者制度を導入し、そしてみんなが町民の皆様が恩恵に授かるというような体制が確立されたねというものに持っていかねばならないとそういうふうに考えるわけです。ここのところこの説明資料をもらった以上に、例えば今ならばそういった管理の仕方もDXと組み合わせてこういったものをデジタル化して、そして皆さんにわかりやすくそして町民の方々一人でも多くの方々が利用していただくようなそういった案とか、いろんな組合せというのはまだ更に出てくると思うんですよ。それを言ったならば、言って今回の件を災いですけど、災い転じて福となすというのはそういうことじゃないでしょうか。それが本当のまちづくりですよ。失敗はもうあったんですからその次です。減額しますでそれで収めてほしくないですね。承認第8号は、私も賛成しました。これはやっぱりださんといかんお金です。しょうがないんです。

町長に質疑したいのは、今後の取組、ここのところをリーダーシップを持ってまた教育長もそういったところをきちんと大津町は逆に良くなったじゃないかという意見を聞きたいんですね。こういったものを持ち合わせないと今まで通りの処理の仕方です。この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、議員のおっしゃるとおり、これをただ単に減額して収めるのではなくて、次のステップにしっかりと反映させる必要があるというのは、私も重々認識しております。まず指定管理の取組としまして、当初のところからしっかりと民間のノウハウ、ブランド力、発信力を生かすことによつてより住民の皆様にとってためになる施設、また経済効果を埋める施設ということで掲げております。今回失敗があろうがなかろうがもちろん取り組むところではありますけれども、今回の事例がありましたのでより深く指定管理の事業者と連携を深めながら、決め事もより密に行いながら共により良い施設運営ができるように務めていきたいというふうに考えております。しっかりと務めていきます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 体育施設の指定管理に絡んでの町長の責任の取り方ということであるかと思いますが、町内の体育施設を一つにまとめて大変なプロジェクト、大変な事業であるにも関わらずこの事業をあまりにも急ぎすぎた。それがそもそもの失敗の原因だと私は思います。ですから、議会も本当に確信が持てないので、特別委員会も作りました。しかし、そこでももう間に合わないからということで、しょうがないから賛成をするというような経過があったわけでありまして。なぜ急ぎすぎたかということ、これはひとえに町長の主導のもとで進められてきたことだと思います。そういう意味で、町長が責任を取るということであるのであれば、私はこの0.1、約50万円の減額となっておりますが、本来であれば1年分の二百数十万ですかね、それくらいの責任を私は全額とって私はいいいと思いますよ。そのくらいの覚悟を私は期待をしていたんですけど、教育長は致し方ないですね。ある程度責任を負わなくちゃいかん。しかし部下を指導する立場にあつて、そしてそもそもの原因が町長のリーダーシップということで、急ぎすぎたのが一番の原因ということであるのならば、もっと厳しい減額措置が求められるのではないかと思いますけど、その認識はなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず急ぎすぎたかどうかの件なんですけれども、これは今までに御説明してきましたとおり、かなり10年以上前のところから指定管理のお話は出ていたところでございます。その中で1年以上準備期間を設けた上で、いろいろ整理した上で指定管理のほうを進めさせていただきました。また体制としましても途中、生涯学習課だけでは難しい分もあるかもしれないというところで、別途総務のほうから部署を超えて担当職員をサポートとしてつけながら進めてきたところでありまして。またその上で責任というか、この減額のお話なんですけれども、先ほど刑事と民事のお話がありましたけれども、まずこの処分の内容に関してはほかの市町村あるいは全国の事例、また大津町の過去の事例で職員さんが懲戒免職を受けた内容がまさに10%の半年というところで、その一番重た

たけれども、今後同じようなことを行うときには、もちろん人員と当該職員の業務量等もありますので、難しいところもありますけれども、そこも先ほどの増員のところと含めてしっかりと兼務事例をうつですとか、そうしたことでしっかりと体制として進めていきたいと思っております。そのように時松議員おっしゃるとおり、どうしたことをすれば起こらなかったという見地からは今後もこの事案に限らずしっかりと務めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第36号、大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第36号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に議案第37号、大津町教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第37号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第38号 令和5年度大津町一般会計補正予算（第3号）について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第13 議案第38号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案いたしました案件につきまして御議決をいただき誠にありがとうございました。

次に議案第38号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第3号）については規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千634万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億69億7千795万7千円とするものでございます。歳入では国庫支出金2千634万8千円を増額するものです。歳出では民生費2千634万8千円、予備費54万7千円をそれぞれ増額し総務費44万8千円、教育費9万9千円をそれぞれ減額するものです。議案第38号については補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、所管部長より詳細を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議案第38号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど議案第36号それから37号で御説明ありました町長及び教育長の給料の減額に関する補正そして国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に関する補正になります。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条で既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2千634万8千円を追加し、予算の総額を1億69億7千795万7千円とするものです。

それでは歳出から御説明いたします。11ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費、節2給料については町長の給料を10%、6か月減額することに伴う減額補正になります。款3、項1、目12新型コロナウイルス感染症対策費は国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に関わる事業費になります。食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し児童一人当たり5万円を給付するものになります。節3職員手当等で職員の時間外勤務手当、節10需用費で事業に必要な消耗品関係、節11役務費で振込手数料関係、それから節12委託料で給付金システムの改修業務に係る委託料を計上しております。

12ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で対象児童500名分の子育て世

帯生活支援特別給付金を計上いたしております。款10、項1、目2事務局費、節2給料は教育長の給料を10%、3か月減額することに伴います減額補正になります。項6、目2体育施設費、節11役務費は運動公園の受水槽清掃費に係る手数料になります。節13予備費で所要の財源を調整いたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款15、項2、目1民生費国庫補助金は、先ほど歳出で説明いたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に関わる新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第38号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第38号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第14 同意第2号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第14 同意第2号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第2号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

ここで宮崎税務課長は退席をお願いします。

〔宮崎俊也税務課長 退席〕

○議 長（桐原則雄） 提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案いたしました案件につきまして御議決をいただき誠にありがとうございました。

次に同意第2号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、大津町固定資産評価委員の村上博文氏より辞任の申出があったため、新たに固定資産評価委員を選任するため地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

固定資産評価委員は市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価しかつ市町村長が行う評価額の決定を補助するため地方税法に基づき市町村に設置するものです。固定資産評価委員の職務には専門的な知識が必要であり、また評価事務をスムーズに行う必要があるため本町では平成17年度から税務課長がその職にあたっているところです。このたび人事異動に伴い前税務課長の村上博文氏から固定資産評価委員の辞任の申出がありましたので、後任として現税務課長の宮崎俊也氏を固定資産評価委員として選任したく議会の同意をお願いするものです。

御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対をされる議員の発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第2号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第2号は同意することに決定されました。

宮崎税務課長は入場してください。

〔宮崎俊也税務課長 入場〕

○議 長（桐原則雄） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第4回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後1時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年4月24日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 本 富二夫

大津町議会議員 豊 瀬 和 久